

○高橋紀博委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会します。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和7年第2回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号及び議案第6号ないし議案第9号の以上5件につきまして、理事者から説明願います。

○川邊福祉保健部長 福祉保健部所管の令和7年第2回定例会に係る補正予算について御説明いたします。

議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算でございます。補正予算書の7ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の視覚障害者情報提供推進費につきましては、当初予算に間に合わなかった、国の基準額改正に伴い増額する視覚障害者情報提供施設への補助金として277万6千円を補正いたします。財源は、国庫支出金が138万8千円、一般財源が138万8千円でございます。

3目老人福祉費の軽費老人ホーム運営補助金及び老人施設等措置費につきましては、令和7年3月14日付け厚生労働省からの事務連絡を踏まえ、勤務する職員の処遇改善を図るための加算を新設し、それぞれ114万5千円、62万5千円を補正いたします。財源は、全額一般財源となっております。

次に、介護人材確保支援費につきましては、訪問介護等サービスについて、人材確保体制構築により安定的なサービス提供体制を確保するための補助金が、国の令和6年度補正予算で新設されたため709万5千円を補正いたします。財源は、国庫支出金が515万4千円、一般財源が194万1千円でございます。

次に、3項1目生活保護総務費の生活保護システム管理費につきましては、令和7年10月の生活扶助基準の見直しに伴うシステム改修のため132万円を補正いたします。財源は、国庫支出金が66万円、一般財源が66万円でございます。

以上が、今回提案しております補正予算の概要となります。

続きまして、条例の制定に係る議案にまいります。議案第7号から第9号までの3件につきましては、いずれも改正障害者総合支援法の施行に伴い、新たな障害福祉サービスとして就労選択支援が開始されることによるものであります。議案第7号、旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、改正障害者総合支援法の施行に伴い、引用条項を整備しようとするものでございます。議案第8号、旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第9号、旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定の以上2件につきましては、関係省令の一部改正に伴い、サービスを提供する事業者の指定基準等について所要の規定を整備しようとするものでございます。施行日はいずれの条例も令和7年10月1日としております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○木村市立旭川病院事務局長 令和7年第2回定例会提出議案のうち、市立旭川病院が所管してお

ります議案第6号、旭川市職員の育児休業等に関する条例及び旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議案書により御説明を申し上げます。

議案書を御覧ください。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業制度について、これまでの1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないという取得方法のほか、1年につき10日の範囲内で勤務しないという取得方法が新たに設けられ、いずれかを選択できるように規定されましたことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、よろしくお願ひを申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和7年第2回定例会提出議案に関わる事項であります、ホイールローダの取得について、焼却施設用部品の取得について、戸籍関係事務費等の繰越明許費繰越しについて、予防接種費に係る補正予算についての以上4件につきまして、理事者から報告をお願いします。

○太田環境部長 議案第12号と議案第17号の財産取得についてでございます。これらの議案につきましてはいずれも総務常任委員会の所管ではございますが、環境部に関わりがございますので御説明をさせていただきます。

初めに、議案第12号は、(仮称)旭川市リサイクルセンターにおける資源物の積込みなどに充てるため、ホイールローダ1台を1千980万円で北海道市町村備荒資金組合から買収しようとするものでございます。

次に、議案第17号は、近文清掃工場における焼却施設の維持管理に充てるため、焼却施設用部品一式を3千564万円で荏原環境プラント株式会社北海道支店から買収しようとするものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○樽井市民生活部長 報告第1号、令和6年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、市民生活部所管分につきまして御説明申し上げます。

繰越計算書にお示ししております事業のうち、上から2段目、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の戸籍関係事務費でございます。これはマイナンバー法等の一部改正に伴い、戸籍に記載される予定の振り仮名情報を通知するための通知書作成に係る委託料等、当該通知書発送に要する郵送料として、令和7年第1回定例会において議決をいただいたものでありますが、事業完了が令和7年度となりますことから、2千169万3千円の全額を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○川邊福祉保険部長 報告第1号、令和6年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、福祉保険部所管分について御説明申し上げます。

繰越計算書にお示ししております事業で、3款1項社会福祉費の6事業のうち物価高騰重点支援

給付金支給費と、2つ目の低所得世帯こども加算金支給費、3つ目の生活安心応援給付金支給費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金、また、4つ目の障害者福祉施設等整備補助金、5つ目の障害福祉サービス等熱中症対策推進費、6つ目の老人福祉施設等整備推進補助金は、国の補正予算を活用した施設整備の補助金で、令和6年度補正予算として議決をいただいたものでございますが、いずれも事業完了が令和7年度となるため繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○山口健康保健部長 報告第4号、専決処分の報告につきまして、総合政策部所管分でございますが、健康保健部に関連いたしますので御報告申し上げます。

専決処分書の別紙、2枚目にございます旭川市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出を御覧ください。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、予防接種費であります。令和7年4月より定期予防接種として開始しております帯状疱疹ワクチンにつきましては、これまで市民や議会、関係機関など、多方面から自己負担額の減額について要望されていたところであります。また、道内他都市におきましても自己負担額の見直しを行い、減額している自治体もあることから、本市においても早急に自己負担額の引下げを行う必要があるものと判断し、生ワクチンを4千860円から4千400円に、組替え不活化ワクチンを1回1万8千60円から1万1千円に見直しすることで、接種費用の約半額を助成するとともに、4月以降、既に接種を済ませている方には、自己負担額の差額分を補助するものとし、委託料等4千34万3千円を追加したものでございます。

本件につきましては緊急施行を要するため、5月16日に補正予算を専決処分させていただいたものであります。

健康保健部に関連する報告につきましては、以上でございます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項につきまして、まず、「住民基本台帳関係事務の特定個人情報保護評価書（案）」に対する意見等の募集について、「地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」に対する意見等の募集について、「予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」に対する意見等の募集についての以上3件につきまして、理事者から報告をお願いします。

○樽井市民生活部長 住民基本台帳関係事務の特定個人情報保護評価に対する意見等の募集について御報告申し上げます。資料、「住民基本台帳関係事務の特定個人情報保護評価書（案）」に対する意見等の募集についてを御覧ください。

特定個人情報保護評価とは、マイナンバーを含む個人情報、いわゆる特定個人情報を取り扱うに当たり、その漏えいのリスク等、プライバシーへの影響を自治体自らが点検、評価するものでございます。平成26年4月に特定個人情報保護制度が施行され、住民基本台帳関係事務におきましては、マイナンバー制度が導入されました平成27年度に評価を実施し、評価書を公表しているところでありますが、公表から5年を経過する前に評価を再実施するよう努めることとされておりますことから、令和2年度に実施した前回の再評価から5年を経過する前に再評価を実施し、評価書案

について市民の皆様から意見の聴取を行うものでございます。

次に、評価書の構成についてですが、資料8枚目からの特定個人情報保護評価書を御覧ください。1枚めくっていただいた項目一覧に記載しておりますとおり、基本情報と特定個人情報ファイルの概要、リスク対策などといった構成としております。また、今回の変更点としましては、76ページ最終行から85ページまでに記載しており、主に関係法令等の項目の変更に伴う修正や窓口支援システムの改修による機能追加となっております。

今後は、寄せられた意見を評価書に反映し、専門知識を有する外部の機関による第三者点検を受けた上で、適宜修正し、国の個人情報保護委員会に提出し、公表いたします。

なお、意見の募集期間につきましては、令和7年7月1日から令和7年8月1日までとなっております。

報告は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○金澤税務部長 「地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」に対する意見等の募集について御報告申し上げます。

ただいま、市民生活部から評価報告があった件と同様に、本市の地方税の賦課徴収等に関する事務におきましても、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、評価書を改めて作成し、点検、評価するものでございます。

お手元の資料3ページを御覧ください。税務部における今回の評価につきましては、主に税の基幹システムをガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行することに伴い、特定個人情報ファイルの保管場所などが変更となることが特定個人情報ファイルに重要な変更を加えることにつき当たるため、国の規則及び指針に基づき、再評価を実施し、評価書案について市民の皆様から意見の聴取を行うものでございます。

評価書の構成としましては、先ほどの住民基本台帳関係事務と同様の構成となっており、資料8ページの項目一覧に記載のとおり、基本情報と特定個人情報ファイルの概要、リスク対策などとなっております。今回の変更点につきましては、48ページから70ページまでの変更箇所一覧に記載しておりますが、特定個人情報の保管・消去、リスク対策にガバメントクラウドにおける措置を追加するとともに、その他法改正や組織名などを変更しております。

これらの意見募集期間につきましても、市民生活部と同じく、7月1日から8月1日までの約1か月間としております。

今後は、寄せられた意見を踏まえ、評価書を修正し、情報セキュリティーの専門知識を持った機関による第三者点検を経た上で、本年12月に国の個人情報保護委員会への提出を予定しているところでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○山口健康保健部長 予防接種関係事務の特定個人情報保護評価に対する意見提出手続の実施について御報告申し上げます。

市民生活部及び税務部から御報告があったものと同様の案件となります。予防接種に関する事務におきましては、これまで新型コロナウイルス感染症及び新型インフルエンザの2つの臨時接種について個別にそれぞれ全項目評価書を策定していたところであります。この評価書の対象を、定期接種を含む全ての予防接種とすることで、新たな感染症に係る予防接種にも対応できるよう評価

書を一体的に整備したことから、評価書案について意見の聴取を行うものとするものでございます。

評価書の構成といたしましては、資料9ページの項目一覧に記載しておりますとおり、基本情報、特定個人情報のファイルの概要、リスク対策などとなっており、内容といたしましては、評価書の名称を変更しているほか、今後、予防接種を扱うシステムの統一、標準化が予定されており、この標準準拠システムへの移行に伴い、新たに政府のガバメントクラウドを利用することで、特定個人情報の保管場所が変更となることから、これらを追加したものとなってございます。こちらの意見募集期間につきましては、市民生活部及び税務部と同じ7月1日から8月1日までの約1か月間となってございます。

今後は寄せられた意見を踏まえた上で、情報セキュリティ専門知識を有する機関による第三者点検を経て、本年12月に国の個人情報保護委員会へ提出を予定しているところでございます。

以上、意見提出手続の実施についての報告でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、令和7年度国民健康保険料の料率について、理事者から報告をお願いします。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 令和7年度の国民健康保険料につきましては、6月2日に料率の告示を行い、6月13日に納入通知書を発送する予定でございます。本日はそれに先立ちまして、料率の算定について御報告申し上げます。配付資料に沿って説明させていただきます。

まず、資料の1ページ目の令和7年度国民健康保険料の料率についてを御覧ください。国民健康保険料の料率につきましては、医療給付費等の財源となる医療分、後期高齢者支援金等の財源となる支援金分、介護納付金の財源となる介護分の3つの区分で構成されており、この資料では、区分ごとに料率算定の内容についてお示ししております。また、表の中央にAとして本年度の算定内容、右側にBとして令和6年度の算定内容、その間に前年度との比較を記載しております。令和7年度の保険料全般に関わるものとして、3つの区分それぞれに賦課総額がございますが、これは北海道から示された納付金額を基に算出してございます。

その下、賦課限度額につきましては、本市の国民健康保険条例で規定しており、さきの第1回定期例会において議決をいただきました改正内容のとおりで、上段の医療分では前年度から1万円増の66万円、支援金分は前年度から2万円増の26万円、介護分は前年度と同額で17万円となっており、介護分が賦課される世帯の賦課限度額は、3区分の合計で109万円となり、昨年度と比較して3万円の増となっております。

次に、区分ごとの算定内容について御説明申し上げます。初めに、医療分ですが、賦課総額は4億5千250万円で、前年度に比べ2千42万5千円の増となってございます。保険料の項目では、国民健康保険条例に基づき、賦課総額を所得割41%、均等割35%、平等割24%に区分した額を記載しております。なお、賦課割合につきましては、北海道から示された本市の標準保険料率を踏まえた割合となっております。この保険料の項目で示した額を賦課標準の項目の所得割に記載しております総所得金額215億6千97万4千円、均等割に記載しております被保険者数5万4千317人、さらに、平等割に記載しております世帯数3万9千758世帯を基礎として算出し

たものが、最後の項目の料率となります。令和7年度の料率につきましては、資料に記載しておりますとおり、所得割は100分の8.47で前年度に比べ0.25ポイントの増、均等割は2万8千700円で前年度に比べ1千680円の増、平等割は2万8千340円で前年度に比べ1千300円の増となっております。また、被保険者が75歳となり、後期高齢者医療制度へ移行することによって、該当世代に被保険者が1人となる世帯につきましては、移行後5年間、特定世帯として平等割が2分の1となることから、その世帯の平等割は1万4千170円となり、前年度に比べ650円の増、また、特定世帯として5年間が経過した後も、世帯の状況が継続している場合には、さらに3年間、特定継続世帯として平等割が4分の3となることから、その世帯の平等割は2万1千260円となり、前年度に比べ980円の増となってございます。

次に中段、支援金分につきましては、賦課総額が13億9千587万3千円で、前年度に比べ1億2千729万7千円の減となってございます。均等割額の被保険者数と平等割額の世帯数は、先ほどの医療分と同数になりますが、これらを基に料率等を算出した結果、料率につきましては、所得割が100分の2.62で前年度に比べ0.17ポイントの減、均等割は9千円で前年度に比べ290円の減、平等割は8千890円で前年度に比べ410円の減となってございます。また、平等割に関わる特定世帯については4千450円で前年度に比べ200円の減、特定継続世帯については6千670円で前年度に比べ310円の減となっております。

最後に、一番下段の介護分についてでございます。賦課総額が4億3千3万5千円で、前年度に比べ2千290万8千円の減となってございます。均等割額の被保険者数につきましては1万7千637人、平等割額の世帯数は1万5千476世帯で、これらを基に料率等を算出した結果、料率につきましては、所得割が100分の2.21で、前年度に比べ0.08ポイントの減、均等割は8千540円で前年度に比べ520円の減、平等割は6千670円で前年度に比べ240円の減となってございます。

以上が、料率算定の概要となってございます。

次に、資料の2枚目を御覧ください。こちらは国民健康保険料所得段階別料額比較表となってございますが、この表は介護分がかかる2人世帯について、所得ごとの保険料額を右側から令和5年度、令和6年度、令和7年度の3か年で比較したものとなってございます。一番左側の令和7年度の欄を御覧ください。医療分、支援金分、介護分の合計では、所得割が令和6年度と同率で、均等割と平等割が上がったことによりまして、所得が650万円までの所得層では、前年度に比べ、750円から2千380円の増となってございます。この保険料が上昇した要因といたしましては、北海道から示される納付金総額は、加入者数の減により下がってはいるものの、医療費の伸びなどにより、加入者1人当たりの納付金額が伸びていることによるものでございます。なお、本市では、保険料の上昇による負担軽減を図るため、当初予算において、国民健康保険事業準備基金から1億円を繰り入れることとし、その上昇幅を抑えたところでございます。

以上、令和7年度の国民健康保険料の料率についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席

していただいて結構です。

次に、中園廃棄物最終処分場の廃止に関する意見聴取の結果について理事者から報告をお願いします。

○太田環境部長 中園廃棄物最終処分場の廃止に関する意見聴取の結果について御報告をさせていただきます。資料を御覧ください。

初めに、現在までの経緯についてでございます。前回並びに前々回の民生常任委員会でも御報告をさせていただいておりますが、中園廃棄物最終処分場につきましては、本年3月14日に開催した中園廃棄物最終処分場監視委員会におきまして、現在の状態まで埋立地が安定化していれば、廃止して問題ないと結論に至ったことを踏まえ、市といたしまして4月26日に地域及び市民を対象とした中園廃棄物最終処分場の現況等に関わる説明会を開催し、中園廃棄物最終処分場の現況と評価、廃止した場合の管理についての説明を行ったところでございます。説明会では、参加者から特に廃止についての反対意見等はございませんでしたが、参加されなかつた方からも意見を伺うため、5月15日に江丹別地域の全世帯に配付いたしました処分場だよりにおきまして、説明会の結果を報告し、意見を伺うとともに、地域外の方々につきましても、ホームページにおきまして説明会資料ですか結果報告などを掲載し、中園廃棄物最終処分場の廃止についての意見などを求めたところでございます。意見聴取につきましては5月30日までの約2週間を期限として行いましたが、寄せられた意見等がなかつたことから、市といたしましては、中園廃棄物最終処分場の廃止について、一定程度理解が得られているものと判断し、廃止に向けての手続を進めていこうと考えてございます。

今後の想定スケジュールでございますが、6月中旬をめどに廃止についての意思決定を行い、6月下旬までには廃止確認申請を行いたいと考えてございます。申請先は本市の環境指導課となり、その審査には1か月から2か月程度かかりますので、7月末には正式に廃止になるものと見込んでございます。廃止後につきましては、水処理施設を介さずに、浸出水を直接、河川放流できるよう放流ルートの切替工事を行う必要があり、第3回定例会におきまして補正予算を提案し、議決後の10月下旬から発注手続を開始し、来年2月中旬までに工事を完了させていく考えでございます。

環境部からの報告は以上でございます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 この間も質疑したので、その範囲で結構なんんですけど、中園が終わった中でも、すぐ近郊の芳野処分場が動いていると。だから江丹別の皆さんにとっては、処分場の負担ということは続していくと思うんです。で、処分場だよりも出ていると、ホームページでも情報発信しているということなので、今回、中園も可能な限りというか、最小限度の、水質やガスのモニタリングをしていくってことなので、そうであれば、可能な範囲で結構なんですけれども、処分場だよりやホームページなどにも、中園の情報も引き続き、発信していくべきではないかなと考えているんですけども、その辺はどうされるのかなということだけ伺いたいと思います。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 今、委員の御指摘の、廃止になつても処分場だよりのほうで水質、ガス等の測定結果の件を報告するということで、委員の言ったとおり、私たちもそのように考えておりますので、そのように実行したいと思っています。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前10時32分